

監査公表第776号

地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり令和2年度定期監査（事務）の結果を公表します。

令和3年3月31日

京都市監査委員

令和2年度
定期監査（事務）の結果

京都市監査委員	下	村	明
同	山	岸	隆行
同	山	添	洋司
同	河	原	林温朗

第1 監査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査の種類 定期監査（事務）（地方自治法第199条第1項及び第2項）
- 2 監査の対象局等 環境政策局，総合企画局，文化市民局，保健福祉局，都市計画局，建設局，上京区役所，南区役所，右京区役所，伏見区役所，選挙管理委員会事務局及び上下水道局

なお、各局等に対して2年に1度の周期で監査をすることを基本としており、抽出する課等は、監査の実施頻度，前回の監査結果，所管する事務などを基に総合的に判断している。

- 3 監査の対象期間 令和2年4月から同年9月まで（必要に応じて他の期間も対象とした。）
- 4 重点監査項目 支出事務
- 5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に従って行われているか。
- (2) 上記5(1)の事務の執行等が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているか。

- 6 監査の主な実施内容 関係帳簿，証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い，必要なものについて実地調査を実施した。
- 7 監査の実施場所 監査事務局及び監査対象局等執務室
- 8 監査の実施期間 令和2年9月3日から令和3年3月29日まで
- 9 監査を実施した監査委員

監査委員 下 村 明
同 山 岸 隆 行
同 山 添 洋 司
同 河原林 温 朗

第2 監査の結果

違法又は不正等の指摘にとどまらず、監査で発見された不適切な事務処理等の問題点の原因や背景等も踏まえ、速やかな事務改善につなげられるよう、監査対象課等に対する助言、支援及び改善提案をより一層重視する実効性のある監査を目指し実施した。

その結果、発見された問題点に対して市長及び選挙管理委員会（以下「市長等」という。）が、監査の実施期間中に適切に措置を講じた事項を「改善済事項」として記述し、是正・改善を図るための取組に十分な調査や検討を行うなど、一定の時間を要するなどの理由から、監査の実施期間中に措置を講じることができなかった事項を「指摘事項」として記述した。

なお、是正・改善を図るために指導した軽易な事項は、記述を省略した。

1 重点監査項目

(1) 選定理由

地方公共団体は、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、その行政運営に当たっては、常に公正で効率的に事務を処理することが強く求められている。

特に、市民等の行政運営に対する関心が一段と高まる今日においては、行政運営の中でもとりわけ、予算・決算等の財務に関する報告は、市民等が行政運営を監視するうえでの重要な情報となることから、その情報の信ぴょう性を保証するためにも、財務に関する事務の公正で効率的な管理及び執行が重要である。

財務に関する事務には、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務があるが、その中でも、専決権限の行使や支出方法の特例による支払（資金前渡）など、「支出事務」に関する指摘が過去の定期監査において多い傾向にある。

また、地方自治法の改正に伴い、今年度から本市でも内部統制制度が実施されているところであるが、当該制度の対象となる財務に関する事務の中においても、「支出事務」に関連するリスクについて、市長が特に重要なリスクと判断したものが多くなっている。

これらの状況を踏まえ、より効果的かつ効率的に監査を実施する目的から、今年度の定期監査においては、本市の歳出予算の適正な執行の確保に資するため、「支

出事務」を重点項目に選定し、前渡金等の「公金の管理」はもとより、「支出負担行為」や「経費の支出」等について、重点的に監査を実施することとした。

(2) 結果

各種の支出事務に対して、取扱要綱や要領、事務処理マニュアルを含めた関係法令等に照らし、適正かつ効率的に事務を執行しているか等の着眼点に基づき監査を実施したところ、実地調査時点においては、主に次に掲げる指摘事項に相当する問題点が見受けられたものの、監査対象課等が速やかに是正・改善に向けた取組を適切に講じた結果、全ての問題点が是正・改善された。

ア 資金前渡

資金前渡は、地方自治法で認められた支出の原則の例外で、資金前渡を受けた職員（以下「前渡職員」という。）が、前渡金を保管し前渡職員の名で債権者に対して支払をする制度である。当該制度は、即時支払が必要となる経費等の支払においては利便性が高い支出方法である一方で、債権者への支払が完了するまでは、前渡金を亡失しないよう、安全かつ確実に保管しなければならないリスクを伴う支出方法でもある。

監査において、資金前渡出納簿に記帳されている出納状況や現金の保管状況等を実地調査したところ、速やかな支払を要しない前渡金を金融機関に預け入れずに金庫で保管していたなどの問題点が見受けられた。

問題点が発見された監査対象課等においては、前渡金の受領後は、金融機関に預け入れる場合を除き、速やかに支払う必要があることについて、所属長から所属職員に周知徹底を図るなどの改善取組が講じられたことに加え、監査対象課等に対して、資金前渡による支払の必要性を検証したうえで、債権者の口座への振込みによる支払へ変更するように促すなどの改善提案を行った。

イ 専決権限の行使

専決は、市長等の権限に属する事務のうち、所管事務について、市長等に代わって判断し、決定する補助執行の一形態である。多岐にわたる膨大な行政事務を執行するに当たり、適正に専決権限を行使することは、効率的に事務を執行することにつながるが、専決者を誤った場合は、市としての意思決定行為が不完全なままで事務を執行したことになる。

監査において、各種の決定書を抽出し、専決規程に照らして正当な専決者の決

定を得ているかどうかを実地調査で確認したところ、附属機関の委員に対する報酬の支払等において、専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていた問題点が見受けられた。

問題点が発見された監査対象課等においては、専決規程の内容を正しく理解し直し、起案者以外の職員も確認を行うよう、所属長から所属職員に周知徹底を図るなどの改善取組が講じられた。さらに、同じ誤りを繰り返さないよう、業務マニュアル等に注意事項として追記したことや、ダブルチェックを確実なものとするため、決定書の回議経路に含まれる係長級職員が必ず専決者を確認し、その確認結果を回議過程で明記するルールを構築したことなどのより実効性のある再発防止策が講じられた事例もあった。

ウ 補助金の支出

補助金は、市税その他の貴重な財源で賄われるものであり、また、地方自治法においても公益上の必要がある場合に限り交付することができるものとされていることから、その執行に当たっては、公正性及び透明性を確保し、効率的な執行に努めなければならない。

監査において、交付決定等の各種の手續状況や実績に基づく交付決定額の算定状況等を実地調査で確認したところ、監査対象区が定める区民ふれあい事業補助金交付要綱の規定に不備があったなどの問題点が見受けられたため、是正・改善を促すとともに、後述する「14意見」のとおり意見を付した。

2 環境政策局

(1) 抽出した課等

環境企画部	環境総務課
循環型社会推進部	廃棄物指導課，伏見まち美化事務所
適正処理施設部	北部クリーンセンター

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に，適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
2	—	—	—	—

(内訳)

(ア) 収入事務

- ・ 手数料の徴収
- ・ 納入通知

3 総合企画局

(1) 抽出した室

市長公室, プロジェクト推進室

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に, 適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
—	2	1	—	—

(内訳)

(ア) 支出事務

- ・ 歳出の年度区分
- ・ 専決権限の行使

(イ) 契約事務

- ・ 事後の契約決定

4 文化市民局

(1) 抽出した課等

文化芸術都市推進室	文化財保護課, 歴史資料館
くらし安全推進部	くらし安全推進課
市民スポーツ振興室	

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に, 適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
6	1	1	4	—

(内訳)

(ア) 収入事務

- ・ 調定
- ・ 専決権限の行使
- ・ 納入通知
- ・ 領収書の交付
- ・ 公金収納受託者による収納金の払込み
- ・ 公金収納受託者の収納事務

(イ) 支出事務

- ・ 専決権限の行使

(ロ) 契約事務

- ・ 見積書の徴収

(ハ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に係る帳簿の整備
- ・ 備品の管理

- 消耗品の管理
- 債権の管理

5 保健福祉局

(1) 抽出した課等

保健福祉部	監査指導課
障害保健福祉推進室	地域リハビリテーション推進センター
生活福祉部	保険年金課
下京区役所保健福祉センター	保険年金課(保健福祉局生活福祉部保険年金課が所管する事務に関する財務事務のみ)
健康福祉部	

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
1	2	—	1	—

(内訳)

(ア) 収入事務

- ・ 調定

(イ) 支出事務

- ・ 専決権限の行使
- ・ 補助金の支出

(ウ) 財産管理事務

- ・ 備品の管理

6 都市計画局

(1) 抽出した課等

都市景観部	景観政策課
建築指導部	建築審査課, 建築安全推進課
公共建築部	公共建築企画課

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
—	1	—	1	—

(内訳)

(ア) 支出事務

- ・ 専決権限の行使

(イ) 財産管理事務

- ・ 備品の管理

7 建設局

(1) 抽出した課等

土木管理部	西京土木事務所
道路建設部	道路建設課
みどり政策推進室	
都市整備部	南部区画整理事務所

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
2	2	—	2	—

(内訳)

(ア) 収入事務

- ・ 調定
- ・ 納入通知

(イ) 支出事務

- ・ タクシーチケットの使用及び管理
- ・ 専決権限の行使

(ウ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に係る帳簿の整備
- ・ 備品の管理

8 上京区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
区民部	市民窓口課
保健福祉センター健康福祉部	保険年金課

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
—	1	—	1	1

(内訳)

(ア) 支出事務

- ・ 補助金の支出

(イ) 財産管理事務

- ・ 備品の管理

(ウ) その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

- ・ 専決権限の行使

9 南区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
区民部	市民窓口課
保健福祉センター健康福祉部	保険年金課

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
1	3	1	1	—

(内訳)

(ア) 収入事務

- ・ 郵送による証明書等の交付請求に係る事務

(イ) 支出事務

- ・ タクシーチケットの使用及び管理
- ・ 補助金の支出
- ・ 源泉徴収した所得税の納付

(ウ) 契約事務

- ・ 事後の契約決定

(エ) 財産管理事務

- ・ 備品の管理

10 右京区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
区民部	市民窓口課
保健福祉センター健康福祉部	保険年金課

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
1	4	—	2	—

(内訳)

(ア) 収入事務

- ・ 郵送による証明書等の交付請求に係る事務

(イ) 支出事務

- ・ 資金前渡
- ・ 専決権限の行使
- ・ 報酬の支払
- ・ 補助金の支出

(ウ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に係る帳簿の整備
- ・ 備品の管理

11 伏見区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
区民部	市民窓口課
保健福祉センター健康福祉部	保険年金課

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
—	1	—	3	—

(内訳)

(ア) 支出事務

- ・ 資金前渡

(イ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に係る帳簿の整備
- ・ 備品の管理
- ・ 消耗品の管理

12 選挙管理委員会事務局

(1) 抽出した課

選挙課

(2) 指摘事項

選挙管理委員会に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
—	—	1	—	—

(内訳)

(ア) 契約事務

- ・ 事後の契約決定

13 上下水道局

(1) 抽出した課等

総務部	総務課, 北部営業所
水道部	水道管路課
下水道部	管理課, みなみ下水道管路管理センター, 同山科支所, 同八条支所

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に, 適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 件数

収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
2	—	—	2	—

(内訳)

(ア) 収入事務

- ・ 領収証の作成
- ・ 収納金の管理

(イ) 財産管理事務

- ・ 備品の管理
- ・ 消耗品の管理

14 意見

今回の定期監査に関し、次のように意見を付すので、一層の改善を図られたい。

(1) 補助金等の交付事務（重点監査項目）

今回の定期監査の対象とした区が制定している区民ふれあい事業補助金交付要綱において、補助金の額は事業に要する経費に相当する額の範囲内において「別に定める額」と規定されているところ、当該規定とは別に算定方法などを定めたものが整備されておらず、補助金の交付及び交付額の決定に際しては、交付の申請や実績報告の都度、その内容を調査したうえで、区長が事業内容に応じて適当と認めた額を交付する運用となっていた区が多く見受けられた。

補助金の交付及び交付額の決定に当たっては、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金等条例」という。）に基づき、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることや公益上の必要がある場合に限り交付することができるものであることに留意し、公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

ついては、全区の区民ふれあい事業補助金交付要綱の交付額に係る規定を点検し、算定方法などが明確でないものについては、補助金等条例や交付要綱の趣旨を十分に踏まえ、透明性等を確保しつつ、適正かつ効率的な運用となるよう、各区の運用状況に応じて交付要綱の規定を見直すなど、適切な改善策を講じられたい。

(2) 行政財産の目的外使用許可に伴う納入通知事務

使用料の徴収に関する処分については、不服申立てをすることができる行政処分とされている。また、本市においても、行政財産の目的外使用許可手続に伴う納入の通知を使用料の賦課に関する行政処分とし、その通知を行う際には、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示を行うこととしている。

しかし、今回の定期監査の対象とした局等において、納入の通知が教示の必要な行政処分であること、特に、複数の会計年度にわたって目的外使用許可を行う場合に、2年度目以降の使用料に係る納入の通知の際にも教示が必要であることを認識できていない職員が多く見受けられた。

これまで本市では、公有財産事務の中でも、とりわけ件数が多く、多くの所属で取り扱われている行政財産の目的外使用許可等の事務について、使用料の納期限の取扱いや算定方法など、誤りやすい事務処理について、より詳細な事務処理手順等を示したマニュアルを作成するなど、適正な事務の執行を図る取組がされてきたものの、納入の通知に係る教示の必要性に関しては、職員に対して十分に周知徹底されている状況とはいえない。

ついては、制度所管課は、目的外使用許可はもとより、納入の通知が教示の必要な行政処分であることを職員が十分に認識できるように改めて周知徹底を図ることに加え、職員が誤りなく効率的に通知できるように教示の記載例を示すなど、所属における納入通知事務に資する効果的な対策を講じられたい。

(監査事務局)